

○柏市食品衛生法等施行規則

平成20年3月31日

規則第88号

改正 平成20年9月30日規則第115号

平成21年10月1日規則第63号

平成27年3月25日規則第6号

令和2年5月29日規則第65号

令和3年5月28日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）、食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年内閣府・厚生労働省令第11号）及び柏市食品衛生法施行条例（平成19年柏市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則63・令3規則44・一部改正)

(健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票)

第1条の2 省令第2条の2第1項の届出書は、健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票とする。

(令3規則44・追加)

(法第10条第1項ただし書の当該職員)

第2条 法第10条第1項ただし書の当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項のと畜検査員及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の食鳥検査員とする。

(令2規則65・一部改正)

(製品検査)

第3条 令第4条第2項の申請書は、製品検査申請書とする。

2 市長は、令第4条第3項の規定により試験品を採取したときは、法第30条第1項の食

品衛生監視員（以下「食品衛生監視員」という。）に、その試料を適当な容器に納めさせ、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙をはらせ、これらを封紙により密封して封印させるものとする。

（製品検査の合格証）

第4条 市長は、省令第26条の規定により合格証をもって製品の容器包装に封を施すときは、食品衛生監視員を立ち合わせるものとする。

（検査命令書）

第5条 令第5条第1項の検査命令書は、検査命令書とする。

2 前項の検査命令書に記載する令第5条第1項の試験品の採取方法に記載する数量は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該試験品の採取方法に記載する数量を変更することができる。

（検査命令による検査）

第6条 令第5条第2項の申請書は、検査申請書とする。

2 市長は、令第5条第3項の規定により試験品を採取したときは、食品衛生監視員に、その試料を適当な容器に納めさせ、当該容器及び当該試験品と同一ロットを形成する製品を納めた容器等に標紙をはらせ、これらを封紙により密封して封印させるものとする。

3 法第26条第4項の通知であって市長がするものは、検査結果通知書により行うものとする。

（令3規則44・一部改正）

（収去に係る食品等の交付）

第7条 食品衛生監視員は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令第3条第1項の規定により被収去者に収去証を交付する場合において、当該被収去者から求めがあったときは、当該被収去者に対し、当該収去に係る食品等の一部を封紙により密封して封印し、交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（平21規則63・一部改正）

（食品衛生管理者選任（変更）届）

第8条 省令第49条第1項の届書は、食品衛生管理者選任（変更）届とする。

（令3規則44・一部改正）

(営業許可申請書・営業届(新規, 継続)等)

第9条 省令第67条の申請書及び省令第70条の2の届出書は, 営業許可申請書・営業届(新規, 継続)とする。

2 市長は, 前項の営業許可申請書・営業届(新規, 継続)(法第55条第1項の許可に係るものに限る。第6項において同じ。)の提出があったときは, 食品衛生監視員に, 当該申請に係る営業の施設が食品衛生法施行条例(平成12年千葉県条例第3号)第2条の基準に適合するかどうかを実地に検査させるものとする。

3 条例第3条の許可証は営業許可証とし, 営業者は当該営業許可証を施設の見やすい場所に掲示するものとする。

4 条例第3条の許可済証は自動販売機許可済証とし, 営業者は当該自動販売機許可済証を自動販売機の見やすい場所に掲示するものとする。

5 市長は, 前項の自動販売機許可済証を交付するときは, 当該自動販売機を利用して行う営業の許可を受けた者に対し, 自動販売機を利用して行う営業許可書を併せて交付するものとする。

6 市長は, 第1項の営業許可申請書・営業届(新規, 継続)の提出があった場合において, 法第55条第1項の許可をしない旨の決定をしたときは, 当該営業許可申請書・営業届(新規, 継続)を提出した者に対し, 営業不許可通知書により通知するものとする。

(令2規則65・令3規則44・一部改正)

(地位承継届)

第10条 省令第68条第1項, 省令第69条第1項及び省令第70条第1項の届出書は, 地位承継届とする。

(令3規則44・全改)

(営業許可申請書・営業届(変更))

第11条 省令第71条の規定による届出は, 営業許可申請書・営業届(変更)を市長に提出することにより行わなければならない。

(令3規則44・一部改正)

(営業許可証書換え交付申請書)

第12条 条例第4条第1項の規定による申請は, 第9条第3項の営業許可証を添付した営業許可証書換え交付申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

(令3規則44・一部改正)

(営業許可(済)証再交付申請書)

第13条 条例第4条第2項及び第3項の規定による申請は、営業許可(済)証再交付申請書を市長に提出することにより行わなければならない。この場合において、第9条第3項の営業許可証を汚損し、又は破損した場合にあっては、当該営業許可証を添付しなければならない。

(令3規則44・一部改正)

(食品営業許可証の返納)

第14条 条例第5条の規定による返納は、速やかに、行わなければならない。

(営業許可申請書・営業届(廃業))

第15条 省令第71条の2の届出書は、営業許可申請書・営業届(廃業)とする。

(令3規則44・全改)

(自主回収届(着手/変更/終了))

第16条 法第58条第1項並びに食品衛生法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令第3条及び第4条の規定による届出は、自主回収届(着手/変更/終了)を市長に提出することにより行わなければならない。

(令3規則44・追加)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則65・旧第17条繰上, 令3規則44・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第3項及び条例附則第5項の規定による申請は、食品営業許可(済)証引換申請書を市長に提出することにより行わなければならない。この場合において、条例附則第3項に規定する許可証の交付を受けたものとみなされた者にあっては、同項の食品営業許可証を添付しなければならない。

3 この規則の施行前に法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者(法第53条第

1項の規定により許可営業者の地位を承継した者を含む。) (自動販売機を利用して行う営業以外の営業の許可を受けた者に限る。)に係るこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から第16条第4項の規定により食品衛生責任者票の交付を受ける日までの間における同条第5項の規定の適用については、同項中「前項の食品衛生責任者票」とあるのは、「前項の食品衛生責任者票の記載事項と同一の事項が記載されているものであって、市長が認めるもの」とする。

4 条例附則第4項の規定の適用を受ける者に係る第16条第5項の規定の適用については、同項中「表示する場合にあっては、条例別表第2項第13号の規定により掲示した第9条第3項の食品営業許可証」とあるのは、「表示する場合(条例附則第4項の規定により読み替えられた条例別表第2項第13号の規定により許可証を掲示した場合に限る。)にあっては、当該許可証」とする。

(平20規則115・一部改正)

5 施行日から平成20年6月30日までの間は、次の表の左欄に掲げる食品衛生法施行細則(昭和62年千葉県規則第19号。以下「県規則」という。)に基づく様式は、所要の修正を加えた上で、それぞれ同表右欄に掲げるこの規則に基づく様式として使用することができる。

県規則第9条第1項及び第2項の食品営業許可申請書(新規・継続)	第9条第1項の食品営業許可申請書(新規・継続)
県規則第14条の食品営業許可申請事項変更届	第11条の食品営業許可申請事項変更届

附 則 (平成20年規則第115号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 柏市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和2年柏市条例第15号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の柏市食品衛生法施行条例（平成19年柏市条例第50号）別表第1及び別表第2の規定が適用される場合にあっては、この規則による改正前の柏市食品衛生法等施行規則第15条の2及び第16条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和3年規則第44号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の柏市食品衛生法等施行規則第9条第3項に規定する食品営業許可証及び同条第4項に規定する許可済証は、この規則による改正後の柏市食品衛生法等施行規則第9条第3項に規定する営業許可証及び同条第4項に規定する自動販売機許可済証とみなす。

別表（第5条第2項）

(令2規則65・一部改正)

1 食品

検査項目	包装形態	ロットの大きさ	検体採取のための開梱数	検体採取量 (キログラム)	検体数
添加物（均一に分布するもの）	特定せず	1以上	1	0.3	1
添加物（不均一に分布）	特定せず	50以下	2	0.3	1
		51以上500以下	3	0.3	1

するもの)		501以上3,200以下	5	0.3	1
		3,201以上	8	0.3	1
微生物	特定せず	150以下	3	1.0	1
		151以上1,200以下	5	1.0	1
		1,201以上	8	1.0	1

## 2 添加物

品目	試験品の数量
法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物（タール色素を除く。）	300キログラム（市長は、製造の工程、方法等からみて公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを上回る量とすることができる。）までごとに必要最小量

## 3 器具又は容器包装

品目	ロットを形成する製品数	試験品の数量	
食品に直接接触する部分に鉛を含有する着色料を使用している陶磁製の飲食器	1 自動温度制御装置又は自動温度計測器を装置した焼成窯によって製造されたもの	ロットごとに3個	
	2 1以外の焼成窯によって製造されたもの	800個以下	3個
		801個以上1,300個以下	5個
		1,301個以上3,200個以下	7個
		3,201個以上8,000個以下	10個

		8,001個以上	15個
フェノール樹脂製, メラミン樹脂製又はユリア樹脂製の飲食器		800個以下	3個
		801個以上1,300個以下	5個
		1,301個以上3,200個以下	7個
		3,201個以上8,000個以下	10個
		8,001個以上	15個